



香美町

まちづくり協議会活動助成金

— 事務処理の手引き —

2020年（令和2年）4月

香 美 町

## 目次

<b>1 まちづくり協議会助成金とは</b> .....	<b>1</b>
(1) 助成金の目的.....	1
(2) 助成金交付対象団体.....	1
(3) 助成金の特徴.....	1
(4) 助成金交付対象事業.....	2
(5) 助成金の目的.....	3
(6) 助成金の交付回数、交付時期及び交付額.....	4
(7) 助成金の算定.....	5
(8) 助成金の算定例.....	5
<b>2 交付申請等の手続き</b> .....	<b>7</b>
<b>3 助成金の運用</b> .....	<b>9</b>
(1) 基金積立.....	9
(2) 基金積立の流れ.....	9
(3) 基金積立にあたっての留意事項.....	9
(4) 基金積立と事業実施のイメージ.....	10
(5) 不用額（繰越金）の取り扱い.....	10
(6) 交付決定の取り消しと交付金の返還.....	10
<b>4 助成金の精算と実績報告</b> .....	<b>11</b>
<b>5 その他の留意事項</b> .....	<b>11</b>
(1) 助成金の変更申請.....	11
(2) 助成金の経理.....	11
(3) 助成金執行の主体性と公開性.....	11
(4) 国、県等の補助事業への財源充当.....	12
(5) 地域づくり計画の策定.....	12
<b>5 まちづくり協議会活動助成金様式集（記入例）</b> .....	<b>13</b>

## 1 まちづくり協議会活動助成金とは

### (1) 助成金の目的

「香美町まちづくり協議会活動助成金交付要綱」に基づき、主体的に地域活性化や地域の課題解決に取り組むまちづくり協議会(新しい地域コミュニティ)に対して、本助成金を交付します。

この交付金は、まちづくり協議会が行う地域づくり活動を財政的に支援することで、持続可能なまちづくりを推進することを目的としています。

### (2) 助成金交付対象団体

助成金の交付対象となる団体は、別に定める要綱の規定により、町長の認定を受けたまちづくり協議会です。

#### ■まちづくり協議会とは

次のいずれにも該当する団体

- ① おおむね小学校区を単位とし、その区域に居住又は活動する住民その他団体で構成された1つの組織であること
- ② 協働による取り組みを通じて地域課題の解決を目指す公益的組織であること
- ③ 事務所機能を有した活動拠点を持ち、目的、名称、事務所の所在地、代表者、会議等を明記した規約を定めていること
- ④ 町長が適当と認める地域づくりの推進に関する業務及びまちづくり協議会の事務全般を遂行する事務局長を選任していること

### (3) 助成金の特徴

本助成金は、まちづくり協議会が地域づくり計画に掲げる事業を実施するための財源として交付することとしているため、用途を指定していたこれまでの補助金とは異なり、地域自らが助成金の用途を考え、決定していくものとなります。

これによって、地域における事業の整理や柔軟な経費の配分による効果的な事業展開が可能となります。

#### (4) 助成金交付対象事業

助成金の対象となる事業は、まちづくり協議会が実施する事業で、次に掲げるいずれかに該当するものです。

- ① まちづくり協議会の運営
- ② 地域づくり計画に掲げる地域の将来像の実現に向けて取り組む事業
- ③ 地域の課題を解決するために取り組む地域活性化事業
- ④ 地域の特徴や地域資源を活かした地域活性化事業
- ⑤ 地域内に所在する行政区と共同で実施する地域活性化事業

#### ■助成金交付対象事業（例）

##### ① まちづくり協議会の運営事業

- ア 協議会の事務処理に要する費用
- イ 協議会の会議開催に要する費用 など

##### ② 地域福祉、子育て支援、防犯・防災などの地域課題解決事業

- ア 子どもの見守り活動に要する費用
- イ 防災訓練の実施に要する費用
- ウ 健康教室の開催に要する費用 など

##### ③ 地域活性化の担い手を育成する事業

- ア 地域リーダー、防災リーダーの育成に要する費用
- イ 若者、子どもが協議会の活動に参画するきっかけづくりに要する費用 など

##### ④ 高齢者の知識や経験を次の世代に伝える事業

- ア 老人会と子ども会の交流に要する費用
- イ 地域の歴史や文化などを次世代へ繋ぐ取り組みに要する費用

##### ⑤ 地域の情報発信に関する事業

- ア ホームページの開設及び更新、広報誌の発行経費 など

##### ⑥ 地域交流活動事業

- ア 地域内交流に要する費用（伝統文化行事、花いっぱい運動）など

##### ⑦ 地域資源の活用に関する事業

- ア 地産地消活動に要する費用
- イ 空き家の利活用に要する費用
- ウ 移住者との交流会に要する費用 など

## (5) 助成対象経費

助成対象経費は、地域づくり計画に掲げる将来像の実現に向けて取り組む事業に要する経費のほか、当該事業の実施に際して必要となるまちづくり協議会の事務に要する経費です。

ただし、次に掲げる経費は対象外となります。

- ① 事業の実施に直接関連しない飲食費、賄材料費
- ② 事業の実施に直接関連しない備品購入費
- ③ 専ら営利目的で行う事業に要する経費
- ④ 交際費、慶弔費など、地域の活性化に結びつかない経費

### ■助成対象経費

助成対象となる具体的な経費は次のとおりです。

経費区分	備 考
賃金	協議会の事務に携わる（事務局長の事務補助を行う）臨時職員（コミュニティ支援員）に対する賃金 ※まちづくり協議会が選任する事務局長の人件費は、別に定める規定により町が負担）
報償費	役務の提供に対する謝礼 ・外部講師やファシリテーターへの謝礼 など
旅費	事業のための旅行などに要する経費 ・視察研修に要する旅費 ・外部講師、ファシリテーターの旅費 など
食糧費	・外部講師の弁当代、飲料代
賄材料費	・協議会の事務事業に要する経費 など
需用費	事務の執行上必要とされる物品取得などに要する経費
消耗品費	・事務用品、用紙代、啓発用配布物 など
燃料費	・草刈機、発電機等の燃料費 ・事業のために借り上げた車のガソリン代 など
印刷製本費	・チラシ、ポスター、プログラム、写真印刷代 など
修繕料	・購入した備品などの修繕料 など
役務費	提供を受けた役務に対して支払う経費
郵便料	・切手、はがき代 など

	保険料	・ 傷害保険料、スポーツ保険料 など
	手数料	・ 振込手数料、クリーニング代 など
委託料		外部の者と契約を結んで実施する各種事業や調査などに要する経費（ <u>特殊な業務を委託する場合に限る</u> ） ・ 会場設営委託料 など
使用料及び賃借料		他の者が所有する財産の使用に要する経費 ・ 会場借上料、備品借上料 など
原材料費		工事中用原材料などの購入に要する経費 ・ 真砂土、砂利、板材等の購入費 など
備品購入費		比較的長期間使用できる備品の購入に要する経費 ・ パソコン、プリンター購入費 など

#### ■助成対象外経費

助成対象とならない具体的な経費は次のとおりです。

経費区分	備 考
飲食費	親睦会等にかかる弁当代、飲酒・外食費 など
事業に関係のない支出	事業の実施に直接関係のない備品購入費 慶弔費（神社、寺社等含む） 慰労的な意味合いを含む視察研修費 など
財産購入費	土地、家屋等不動産購入費 など
その他	貸付、補償、賠償、出資費用 営利目的で行う事業に要する費用 など

#### (6) 助成金の交付回数、交付時期及び交付額

助成金は、前期及び後期の年2回に分けて交付することとし、交付する額及び時期は次に掲げるとおりです。

交付回数	前期及び後期の2回に分けて交付	
交付時期	前期	交付決定日以降9月末まで
	後期	10月1日以降
交付額	前期	交付決定額の7割以内の額
	後期	交付決定額から既に交付した助成金の額を減じた額

## (7) 助成金の算定

助成金の額は、次の①～③の合計額とし、各区分に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てて算定します。

項 目	内 容
① 事務局運営額	まちづくり協議会事務局の運営経費
ア 基本額	1まちづくり協議会当たり 30 万円
イ 人件費加算額	1まちづくり協議会当たり 50 万円 ただし、 <u>事務局長の事務補助を行う臨時職員（コミュニティ支援員）を雇用する場合にのみ加算。</u>
② 条件割	地域課題の解決や情報発信、地域活性化事業等の事業経費
ア 人口割額	前年の 10 月 1 日現在の住民基本台帳に登載されたまちづくり協議会を構成する区域内の人口に、400 円を乗じて得た額
イ 世帯割額	前年の 10 月 1 日現在の住民基本台帳によるまちづくり協議会を構成する区域内の世帯数に、1,000 円を乗じて得た額
ウ 高齢化加算額	前年の 10 月 1 日現在のまちづくり協議会を構成する区域の高齢化率の数値に、1%当たり 5,000 円を乗じて得た額
③ 事業費加（減）算額	事務局経費及び条件割の合計額とまちづくり協議会から提出される事業計画に記載された事業費の合計額を比較し、差額を加（減）算

## (8) 助成金の算定例

### ① 地区の概要

項 目	備 考
人 口	1,365 人
うち 65 歳以上	635 人
世 帯 数	550 世帯
高 齢 化 率	46.5%

基準日：R1.10.1

## ② 助成金の算定

(単位:千円)

項 目	金 額	備 考
事務局運営額	300	
基本額	300	
人件費加算	—	
条 件 割	1,328	
人口加算	546	@400 円/人×1,365 人
世帯加算	550	@1,000 円/世帯×635 人
高齢化加算	232	@5,000 円/% (高齢化率) ×46.5%
事業費加算	—	
合 計	1,628	



## 2 交付申請等の手続き

助成金の交付を受けようとする場合は、まちづくり協議会活動助成金交付申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて申請を行う必要があります。

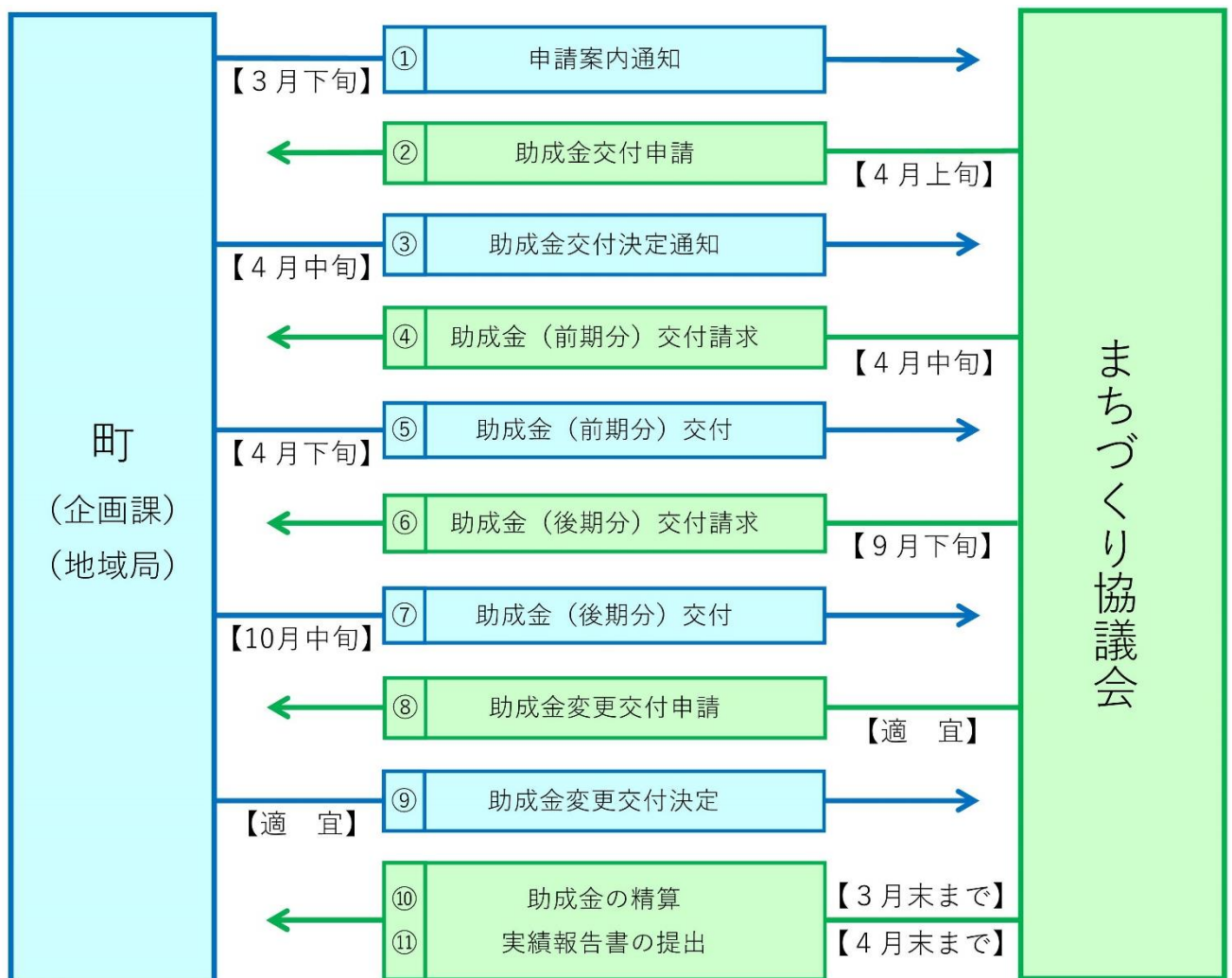
### ■交付申請に必要な書類

- ① まちづくり協議会概要書（様式第5号）
- ② まちづくり協議会活動助成金事業計画書（様式第6号）
- ③ 収支予算書（様式第7号）
- ④ 地域づくり計画（任意様式）

### まちづくり協議会活動助成金交付事務の流れ

時 期	実施者	事務の内容	様 式	備 考
3月下旬	町	① 申請案内通知	—	予算議決後
4月上旬	協議会	② 助成金交付申請	様式第4号 様式第5号 様式第6号 様式第7号	地域づくり計画を添付
4月中旬	町	③ 助成金交付決定通知	様式第8号	
4月中旬	協議会	④ 助成金交付請求	様式第11号	前期分請求
4月下旬	町	⑤ 助成金交付	—	前期分交付
9月下旬	協議会	⑥ 助成金交付請求	様式第11号	後期分請求
10月中旬	町	⑦ 助成金交付	—	後期分交付
変更の必要な時期	協議会	⑧ 助成金変更交付申請	様式第9号	
変更交付決定の必要な時期	町	⑨ 助成金変更交付決定通知	様式第10号	
3月末まで	協議会	⑩ 助成金の精算	—	
4月末まで	協議会	⑪ 実績報告書の提出	様式第18号 様式第19号 様式第20号	総会資料、広報誌、活動写真等を添付

## まちづくり協議会活動助成金交付事務のイメージ



### 3 助成金の運用

#### (1) 基金積立

後年度に実施を計画している事業の財源を計画的に確保するため、助成金の一部を基金として積み立てることができます。

##### ① 基金積立額

基金として積み立てることができる額は、当該年度の当初に通知した交付決定額の3割以内の額となります。

##### ② 基金積立期間

基金として積み立てることができる期間は、積み立てを始める年度を含め3年間を限度とし、4年後には基金を取り崩して所期の目的の事業に充当することとします。

##### ③ 基金積立事業

基金として積み立てることができる事業は、次のいずれかに該当する事業となります。

ア 地域づくり計画に基づく事業

イ 事業費が高額で単年度で実施することができない事業

#### (2) 基金積立の流れ

助成金を積み立てようとする場合は、助成金の交付申請とは別に、まちづくり協議会活動助成金基金積立承認申請書（様式第12号）とまちづくり協議会活動助成金基金積立計画書（様式第13号）を提出する必要があります。

なお、助成金を積み立てる場合は、助成金交付申請の際に提出する事業計画書（様式第6号）及び収支予算書（様式第7号）にその内容を記載し、積み立てをする期間中、毎年度申請を行う必要があります。

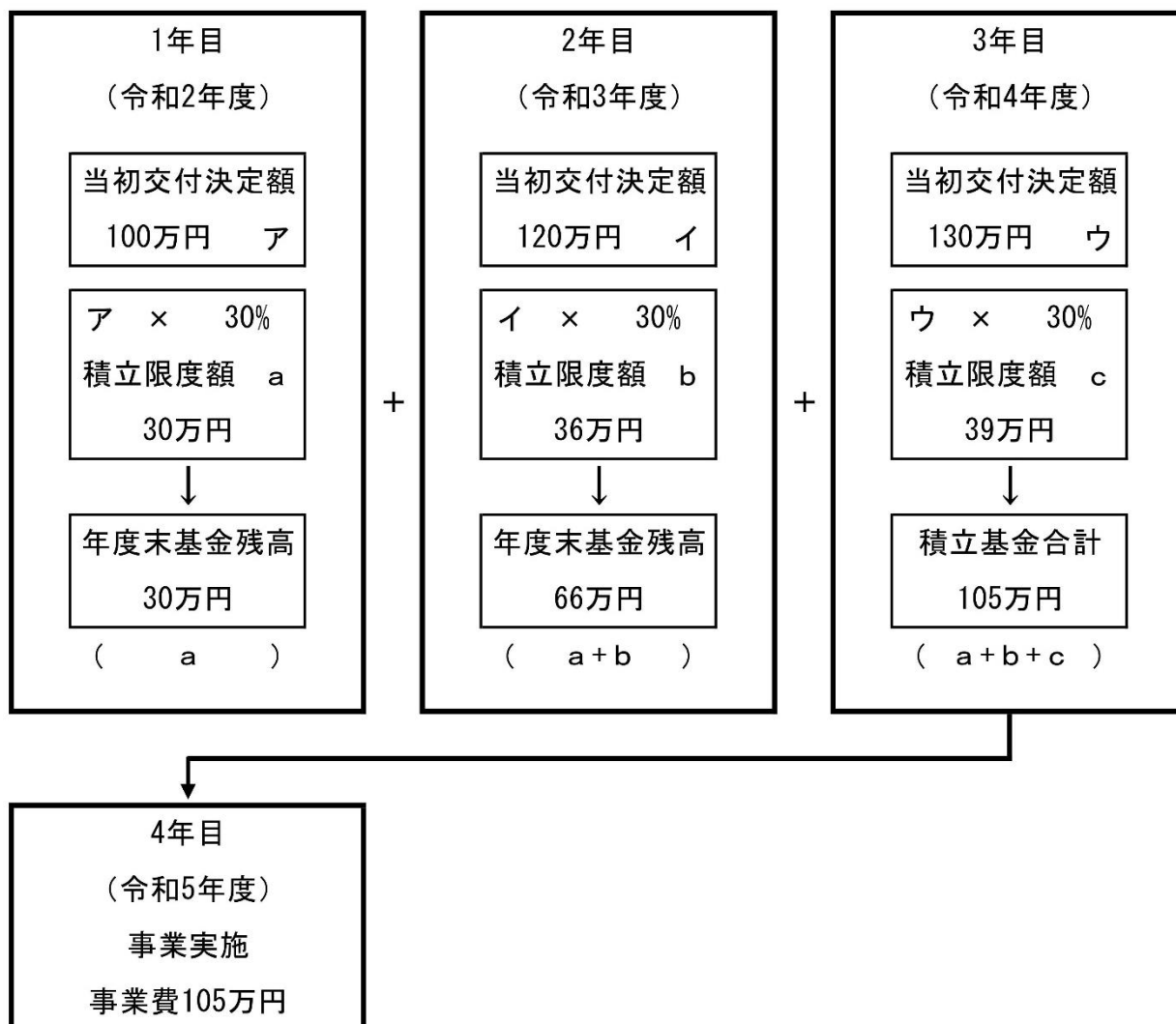
#### (3) 基金積立にあたっての留意事項

① 基金積立制度は、地域づくり計画に記載された事業のための財源を計画的に確保するための仕組みです。住民ニーズと必要性、事業効果を十分検討し、実現に向けた事業計画を作成してください。

② 必要性、計画性の観点から、助成金交付申請時に提出する事業計画書と収支予算書に積立金が計上されていることが原則となります。

#### (4) 基金積立と事業実施のイメージ

助成金の積み立てと事業実施のイメージは次のとおりです。



#### (5) 不用額（繰越金）の取り扱い

当該年度の決算において交付を受けた助成金に不用額が生じた場合は、交付決定年度の翌年度に繰り越すことができます。

ただし、不用額を翌年度に繰り越した場合は、繰り越した助成金と同額を交付決定年度の翌年度の助成額から減額して交付することとなります。

#### (6) 交付決定の取り消しと交付金の返還

まちづくり協議会が、次に掲げる項目のいずれかに該当する場合は、助成金の交付を取り消し、又は、既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることがあります。

- ① 助成金をまちづくり協議会の活動以外に使用したとき
- ② 助成金の交付決定内容及びこれに付した条件に違反したとき
- ③ 法令等に違反したとき

#### 4 助成金の精算と実績報告

交付決定を受けた年度の属する会計年度が終了したときは、速やかに助成金の精算を行い、まちづくり協議会活動助成金実績報告書（様式第18号）に次に掲げる書類を添えて報告を行う必要があります。

##### ■実績報告に必要な書類

- ① まちづくり協議会活動助成金事業報告書（様式第19号）
- ② 収支決算書（様式第20号）
- ③ その他活動内容が分かる資料（総会資料、広報誌、活動写真等）

#### 5 その他の留意事項

##### (1) 助成金の変更申請

次に掲げる事項に該当する場合は、助成金の交付申請を行う必要があります。

- ① 事業の全部もしくは一部を中止しようとする場合
- ② 事業を新たに追加しようとする場合
- ③ 事業費を大幅に変更しようとする場合

##### (2) 助成金の経理

助成金の経理については、助成金以外の経費と明確に区分し、その収支状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、当該会計帳簿及び収支に係る証拠書類（領収書等）を交付決定年度の翌年度以降5年間保存する必要があります。

##### (3) 助成金執行の主体性と公開性

助成金は、まちづくり協議会の主体的な判断に基づいて、地域の実情に応じて使途を決めていただくこととしていますが、その使途と明細については、広く公開することとします。

また、地域のルールに基づく支出であっても、本助成金は公金であることを念頭に置き、社会通念に照らし、厳格な判断のもと、地域内外から理解が得られる執行が必要となります。

#### (4) 国、県等の補助金事業への財源充当

国、県等の補助を受けて行う事業であっても、助成金の目的に沿う事業であれば、本助成金を自主財源として充当できるものとします。

#### (5) 地域づくり計画の策定

まちづくり協議会は、計画的な地域づくりを進めるため、適正な助成金の執行を行うため、地域づくり計画を策定していただくこととしています。

### ■■■■ 用語解説 ■■■■

ページ数	用語	内容
P.1	地域づくり計画	まちづくり協議会が策定する地域の将来像やその実現に向けた取り組み等を定めた計画
P.8	基金	ある目的のため積み立て、または準備しておく資金
P.9	不用額	予算額のうち当該年度に執行する必要がなくなった額

# まちづくり協議会活動助成金様式集

## (記入例)

- (1) 様式第4号 (まちづくり協議会活動助成金交付申請書)
- (2) 様式第5号 (まちづくり協議会概要書)
- (3) 様式第6号 (まちづくり協議会活動助成金事業計画書)
- (4) 様式第7号 (収支予算書)
- (5) 様式第9号 (まちづくり協議会活動助成金変更交付申請書)
- (6) 様式第11号 (まちづくり協議会活動助成金請求書)
- (7) 様式第12号 (まちづくり協議会活動助成金基金積立承認申請書)
- (8) 様式第13号 (まちづくり協議会活動助成金基金積立計画書)
- (9) 様式第15号 (まちづくり協議会活動助成金基金積立変更承認申請書)
- (10) 様式第16号 (まちづくり協議会活動助成金基金積立変更計画書)
- (11) 様式第18号 (まちづくり協議会活動助成金実績報告書)
- (12) 様式第19号 (まちづくり協議会活動助成金事業報告書)
- (13) 様式第20号 (収支報告書)

様式第4号（第4条関係）

令和2年4月1日

香美町長 様

申請者 住 所 香美町香住区香住 870-1  
団 体 名 香美町まちづくり協議会  
代表者名 会長 香美 太郎 ㊟

香美町まちづくり協議会活動助成金交付申請書

香美町まちづくり協議会活動助成金の交付を受けたいので、香美町まちづくり協議会活動助成金交付要綱第4条の規定により、下記の通り関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付申請額 1,500,000 円
- 2 事業期間 令和2年4月1日 から 令和3年3月31日まで
- 3 添付書類
  - (1) まちづくり協議会概要書（様式第5号）
  - (2) まちづくり協議会活動助成金事業計画書（様式第6号）
  - (3) 収支予算書（様式第7号）



まちづくり協議会概要書

名 称	香美町まちづくり協議会	
所在地	香美町香住区香住 870-1	
代表者職・氏名	会長 香美 太郎	
連絡先	事務局長氏名	香美 次郎
	電話番号	0796-36-1962
	E-mail	kikaku@town.mikata-kami.lg.jp
団体の概要	設立年月日	令和2年4月1日
	構成団体等	香美地区区長会 香美地区商工会 香美地区公民館 香美小学校PTA 香美中学校PTA 香美地区防犯協会 香美地区スポーツクラブ 香美地区婦人会 香美地区愛育班 香美地区老人会
	主な自主財源	各区負担金等
	(事業内容) 該当する事業すべてに○を付けてください。 ① 地域振興事業      2 地域福祉事業      ③ 地域防災事業 ④ ひとづくり事業   ⑤ 地域活性化事業   ⑥ 集落支援事業 7 環境保全事業      ⑧ 子育て支援事業   ⑨ 防犯対策事業 10 その他 ( )	
地域の概要	世帯数	1,500世帯
	人口	4,500人

様式第6号（第4条関係）

まちづくり協議会活動助成金事業計画書

- 1 まちづくり協議会名 香美地区まちづくり協議会  
 2 事業実施期間 令和2年4月1日 から 令和3年3月31日まで  
 3 事業の概要

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協議会運営事業</li> <li>・ 地域交流事業</li> <li>・ 防犯カメラ設置事業</li> </ul> <p style="text-align: right;">（箇条書きで分かりやすく記入してください。）</p>
---

4 事業の実施計画

事業名	実施予定時期	事業概要	予算額	
			うち助成金充当額	
協議会運営事業	令和2年4月 ～ 令和3年3月	協議会の運営	300千円	
				300千円
地域交流事業	令和2年8月	地域住民の交流促進	300千円	
				200千円
防犯カメラ設置事業	令和2年6月 ～ 令和3年2月	防犯カメラの設置を希望する区の公民館への防犯カメラの設置	900千円	
				600千円
基金積立事業	令和2年3月	直売所開設のための基金積立	350千円	
				350千円

※ 枠内に収まらない場合は、任意の様式で作成してください。

収支予算書

- 1 まちづくり協議会名 香美地区まちづくり協議会  
 2 事業実施期間 令和2年4月1日 から 令和3年3月31日まで  
 3 収入の部

科 目	予 算 額	備 考
町助成金	1,500 千円	
防犯カメラ設置負担金	300 千円	@100 千円×3 地区
区負担金	500 千円	10 地区分
合 計	2,300 千円	

4 支出の部

科 目	予 算 額		備 考
		うち 助成金充当額	
協議会運営費	300 千円	300 千円	
会議費	100 千円	100 千円	
消耗品費	100 千円	100 千円	
HP 管理費	100 千円	100 千円	
地域交流事業	350 千円	250 千円	
消耗品費	100 千円	100 千円	
賄材料費	100 千円	100 千円	
報償費	100 千円	0 千円	婦人会への出役謝礼 (区負担金を充当)
備品借上料	50 千円	50 千円	調理器具等借上料
防犯カメラ設置工事費	900 千円	600 千円	@300 千円×3 地区
基金積立費	350 千円	350 千円	直売所開設のための積立
予備費	200 千円	0 千円	
合 計	2,300 千円	1,500 千円	

※1 収入と支出の合計は一致します。

※2 枠内に収まらない場合は、任意の様式で作成してください。

令和2年4月30日

香美町長 様

申請者 住 所 香美町香住区香住 870-1  
団体名 香美町まちづくり協議会  
代表者名 会長 香美 太郎 ㊞

香美町まちづくり協議会活動助成金変更交付申請書

令和元年4月1日付け、香企第1号で交付決定のあった香美町まちづくり協議会活動助成金の内容を下記のとおり変更したいので、香美町まちづくり協議会活動助成金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更交付申請額 1,300,000 円  
既交付決定額 1,500,000 円
- 2 変更の内容

変更事項	変更前	変更後
防犯カメラ設置事業における事業内容の変更	@300 千円×3 地区 事業費：900,000 円	@300 千円×2 地区 事業費：600,000 円

※ 申請時に添付した書類の内容に変更がある場合は、変更後の書類を添付してください。

- 3 変更の理由

防犯カメラの設置を5地区で予定していたが、▲▲地区が設置を辞退したため

様式第11号（第11条関係）

令和2年4月6日

香美町長 様

申請者 住 所 香美町香住区香住 870-1  
団体名 香美町まちづくり協議会  
代表者名 会長 香美 太郎 ㊞

香美町まちづくり協議会活動助成金請求書

令和元年4月1日付け、香企第1号で交付決定のあった香美町まちづくり協議会活動助成金の交付を受けたいので、香美町まちづくり協議会活動助成金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求額 1,050,000 円

交付決定額	1,500,000 円
既受領額	0 円

振込先

金融機関名	香美銀行
支店名	香美支店
預金種別	普通
口座番号	123456789
ふりがな 口座名義人	<small>かみちょう</small> 香美町まちづくり協議会 <small>きょうぎかい</small> <small>かいちょう</small> <small>かみ</small> <small>たろう</small> 会長 香美 太郎

令和2年4月1日

香美町長 様

申請者 住 所 香美町香住区香住 870-1  
団体名 香美町まちづくり協議会  
代表者名 会長 香美 太郎 ㊞

香美町まちづくり協議会活動助成金基金積立承認申請書

令和元年4月1日付け、香企第1号で交付決定のあった香美町まちづくり協議会活動助成金の一部を基金に積み立てたいので、香美町まちづくり協議会活動助成金交付要綱第15条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 基金積立申請額 350,000 円
- 2 基金積立申請額の助成金に占める割合

本年度助成金額	(A)	1,500,000 円
基金積立申請額	(B)	350,000 円
割合 (30%以内)	(B) / (A)	23.3%

- 3 添付書類

香美町まちづくり協議会活動助成金基金積立計画書（様式第13号）

様式第13号（第15条関係）

香美町まちづくり協議会活動助成金基金積立計画書

- 1 まちづくり協議会名 **香美町まちづくり協議会**
- 2 基金積立計画

事業名	直売所開設事業	
事業実施年度	令和5年度	
事業予算額	1,500,000円	
事業概要	直売所設置工事 1式 1,100,000円 備品購入費 1式 400,000円	
基金の積立計画	計画年（年度）	積立額
	1年目（令和2年度）	350,000円
	2年目（令和3年度）	400,000円
	3年目（令和4年度）	400,000円
	積立金計	1,150,000円
基金の状況	申請時基金総額 (A)	0円
	本年度積立額 (B)	350,000円
	本年度末基金保有額 (A) + (B)	350,000円

令和2年9月30日

香美町長 様

申請者 住 所 香美町香住区香住 870-1  
団体名 香美町まちづくり協議会  
代表者名 会長 香美 太郎 ㊞

香美町まちづくり協議会活動助成金基金積立変更承認申請書

令和元年4月1日付け、香企第1号で承認のあった香美町まちづくり協議会活動助成金基金積立金の内容を下記のとおり変更したいので、香美町まちづくり協議会活動助成金交付要綱第16条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 基金積立変更申請額 300,000 円  
既基金積立承認額 350,000 円
- 2 基金積立変更申請額の助成金に占める割合

本年度助成金額	(A)	1,300,000 円
基金積立変更申請額	(B)	300,000 円
割合（30%以内）	(B) / (A)	23.1%

- 3 添付資料

香美町まちづくり協議会活動助成金基金積立変更計画書（様式第16号）

- 4 変更理由

基金積立により実施予定の直売所開設事業の事業費の変更



様式第16号（第16条関係）

香美町まちづくり協議会活動助成金基金積立変更計画書

1 まちづくり協議会名 香美町まちづくり協議会

2 基金積立変更計画

変更後の予算額	1,450,000 円		
変更の内容	直売所設置工事費の減額 1,100,000 円 ⇒ 1,050,000 円		
変更後の 基金積立計画	計画年（年度）	既積立承認額	変更積立申請額
	1年目（令和2年度）	350,000 円	300,000 円
	2年目（令和3年度）	400,000 円	400,000 円
	3年目（令和4年度）	400,000 円	400,000 円
	積立金計	1,150,000 円	1,100,000 円
基金の状況	申請時基金総額 (A)	0 円	
	本年度積立額 (B)	300,000 円	
	本年度末 基金保有額 (A) + (B)	300,000 円	

令和2年3月31日

香美町長 様

申請者 住 所 香美町香住区香住 870-1  
団 体 名 香美町まちづくり協議会  
代表者名 会長 香美 太郎 ㊞

香美町まちづくり協議会活動助成金実績報告書

令和元年4月1日付け、香企第1号で交付決定通知のあった香美町まちづくり協議会活動助成金に係る実績について、香美町まちづくり協議会活動助成金交付要綱第18条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- |              |            |
|--------------|------------|
| 1 助成金交付決定額   | 1,300,000円 |
| 2 交付金交付済額    | 1,300,000円 |
| 3 交付金実績額     | 1,250,000円 |
| 4 交付金残額（不用額） | 50,000円    |
| 5 添付書類       |            |

- (1) まちづくり協議会活動助成金事業報告書（様式第19号）
- (2) 収支決算書（様式第20号）
- (3) その他活動内容が分かる資料（総会資料、広報誌、活動写真等）

様式第19号（第17条関係）

まちづくり協議会活動助成金事業報告書

- 1 まちづくり協議会名 香美町まちづくり協議会  
 2 事業実施期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで  
 3 事業の実施報告

事業名	実施時期	事業概要	決算額	
			うち助成金充当額	
協議会運営事業	令和2年4月 ～ 令和3年3月	協議会の運営	202,504円	
			200千円	
地域交流事業	令和2年8月	盆踊り大会の開催	477,680円	
			350千円	
防犯カメラ設置事業	令和2年6月 ～ 令和2年8月	●●区及び■■区公民館への防犯カメラの設置	682,000円	
			400千円	
基金積立事業	令和3年3月	直売所設置のための基金積立	300,000円	
			300千円	
				円
				円

※1 枠内に収まらない場合は、任意の様式で作成してください。

※2 助成金充当額は千円単位で記載してください。

収支決算書

- 1 まちづくり協議会名 香美町まちづくり協議会  
 2 事業実施期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで  
 3 収入の部

科 目	決 算 額	備 考
町助成金	1,250,000 円	
防犯カメラ設置負担金	200,000 円	@100 千円×2 地区
区負担金	212,184 円	
合 計	1,662,184 円	

4 支出の部

科 目	決 算 額		備 考
		うち 助成金充当額	
協議会運営費	202,504 円	200 千円	
会議費	44,850 円	44 千円	
消耗品費	49,854 円	49 千円	
HP 管理費	107,800 円	107 千円	
地域交流事業	477,680 円	350 千円	
消耗品費	98,594 円	98 千円	
賄材料費	129,086 円	102 千円	
報償費	100,000 円	0 千円	@5,000 円×20 人
備品借上料	150,000 円	150 千円	
防犯カメラ設置工事費	682,000 円	400 千円	
基金積立費	300,000 円	300 千円	
合 計	1,662,184 円	1,250 千円	

- ※1 収入と支出の合計は一致します。  
 ※2 枠内に収まらない場合は、任意の様式で作成すること。  
 ※3 助成金充当額は千円単位で記載してください。



香美町まちづくり協議会活動助成金

事務処理の手引き

2020（令和2）年4月 第1版

発行：香美町

〒669-6592 兵庫県美方郡香美町香住区香住 870-1

TEL 0796 (36) 1111 FAX 0796 (36) 3809

URL <http://www.town.mikata-kami.lg.jp>